

京都市告示第 267号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年 8月 2日

京都市長 門川 大作

対象期間	変更内容
令和元年12月28日から令和2年1月4日まで	対象期間について、休園日を開園日とするとともに、オートキャンプ場のみの営業とする。

(産業観光局農林振興室農林企画課)